



ひと、暮らし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和4年1月28日

【照会先】

新潟労働局 職業安定部 職業対策課

課長 刀根 雅人

課長補佐 梅田 昌己

(代表電話) : 025-288-3508

(直通電話) : 025-288-3543

新潟県における外国人雇用状況の届出状況

(令和3年10月末現在)

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的として、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、新潟労働局では、今般、令和3年10月末現在の届出状況を取りまとめましたので、その結果を公表します。

【届出状況のポイント】

- ① 外国人労働者数は10,262人で、前年同期比165人、1.6%の減少。全国の外国人労働者数(1,727,221人)に占める割合は、0.6%。
- ② 外国人労働者を雇用する事業所数は、2,139か所で、前年同期比64か所、3.1%の増加。全国の外国人雇用事業所数(285,080か所)に占める割合は、0.8%（平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新）。
- ③ 国籍別では、ベトナムが最も多く3,407人（外国人労働者全体の33.2%）。次いで中国2,125人（同20.7%）、フィリピン1,738人（同16.9%）の順。対前年増加率は、ブラジル（23.4%）、ネパール（14.9%）、韓国（7.3%）の順に高い。
- ④ 在留資格別では、「技能実習」が3,778人で、外国人労働者全体の36.8%。次いで、永住者や永住者を配偶者に持つ人など「身分に基づく在留資格」が2,929人（同28.5%）、「専門的・技術的分野の在留資格」が1,711人（同16.7%）の順に多い。

(添付資料)

- ・別添1 「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】（令和3年10月末現在）
- ・別添2 「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ【本文】（令和3年10月末現在）
- ・別添3 「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和3年10月末現在）

外国人雇用状況の届出状況（令和3年10月末現在）【概要版】

1 外国人労働者の状況

労働者全体の状況について（P1）

外国人労働者数は10,262人。
前年同期比で165人（1.6%）減少。

○ 国籍別の状況（P2）

労働者数が多い上位3か国

- ・ ベトナム 3,407人（全体の33.2%）[前年同期比3.2%増加]
- ・ 中国（香港、マカオを含む） 2,125人（同20.7%）[同12.8%減少]
- ・ フィリピン 1,738人（同16.9%）[同0.9%増加]

対前年増加率が高い上位3か国

- ・ ブラジル 23.4% [43人増（227人）]
- ・ ネパール 14.9% [38人増（293人）]
- ・ 韓国 7.3% [17人増（249人）]

○ 在留資格別の状況（P2、3）

労働者数が多い上位3資格

- ・ 技能実習 3,778人（全体の36.8%）[前年同期比13.3%減]
- ・ 身分に基づく在留資格 2,929人（同28.5%）[同6.6%増]
- ・ 専門的・技術的分野の在留資格 1,711人（同16.7%）[同13.5%増]

対前年増加率が高い上位3資格

- ・ 特定活動 26.6% [68人増（324人）]
- ・ 専門的・技術分野の在留資格 13.5% [204人増（1,711人）]
- ・ 身分に基づく在留資格 6.6% [182人増（2,929人）]

- ・ 平成31年4月に創設された「特定技能」の労働者数は216人。

2 事業所の状況

事業所全体の状況について（P1）

- ・ 外国人を雇用している事業所は、2,139か所。前年同期比で64か所（3.1%）増加。
- ・ 平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新した。

○ 事業所規模別の状況（P4、6）

- ・ 「30人未満事業所」が最も多く、事業所全体の49.6%、外国人労働者全体の36.8%を占めている。

3 産業別の状況

- ・外国人労働者、外国人労働者を雇用する事業所ともに、「製造業」が最も多い。外国人労働者数全体の42.2%、外国人労働者を雇用する事業所全体の28.9%を占める。
- ・産業別構成比では、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の構成比が外国人労働者、外国人労働者を雇用する事業所ともに増加した。(P 4、5)

※ページ数は、別添2「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(本文)(令和3年10月末現在)のページに対応している。

「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ（本文）

（令和3年10月末現在）

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今般、新潟県内の令和3年10月末現在の届出状況を集計したものである。

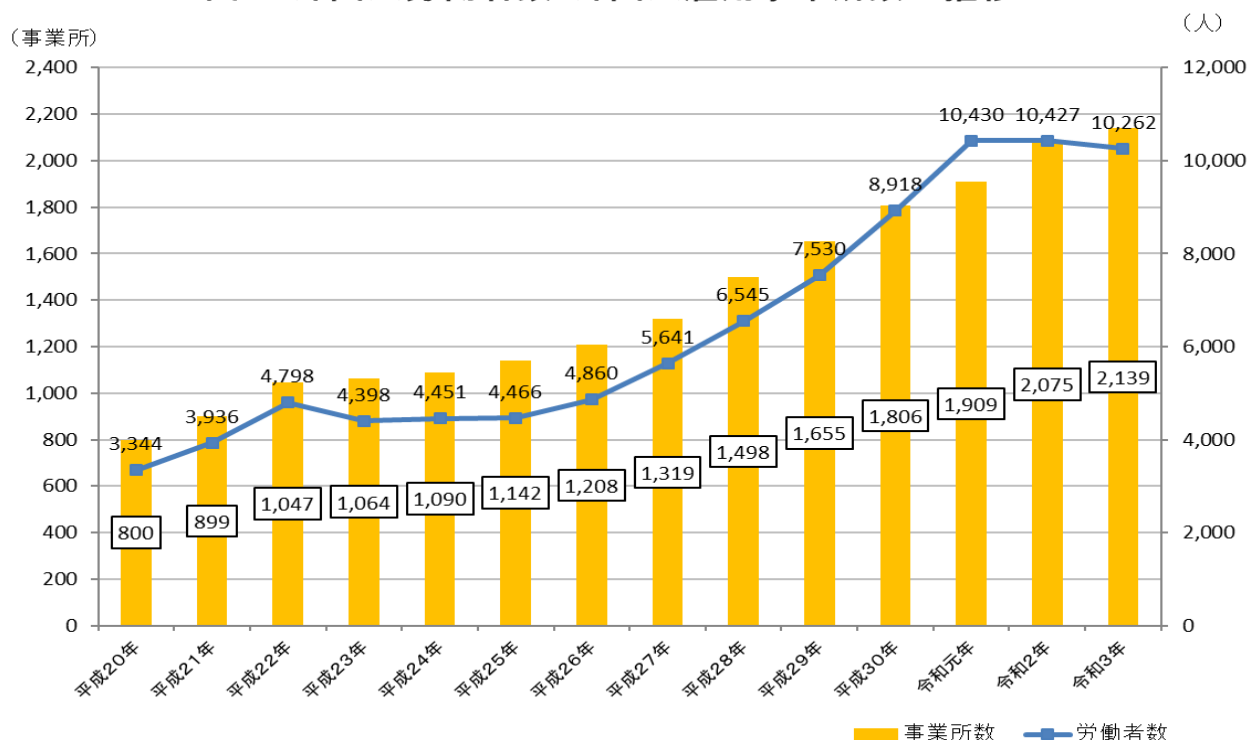
II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者及び外国人労働者を雇用している事業所の状況

令和3年10月末現在、外国人労働者は10,262人であり、外国人労働者を雇用している事業所数は2,139か所であった。これは令和2年10月末現在の10,427人、2,075か所に対し、165人（1.6%）の減少、64か所（3.1%）の増加であり、外国人を雇用している事業所数は平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。

【図1、別表2、別表7-1】

図1 外国人労働者数・外国人雇用事業所数の推移



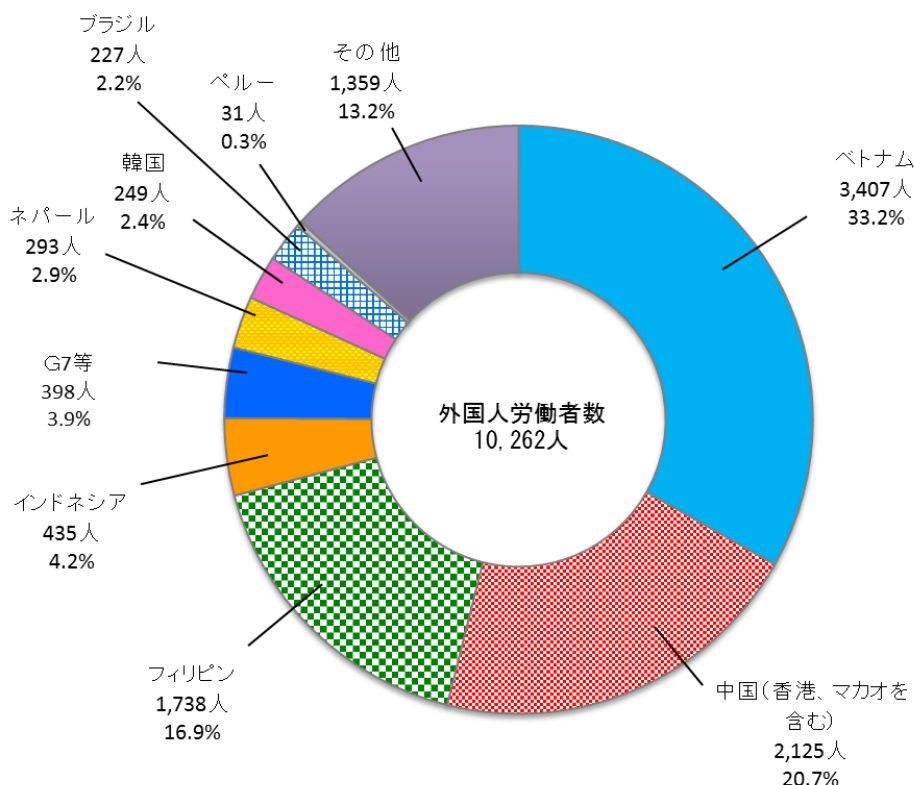
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多く3,407人であり、外国人労働者数全体の33.2%を占める。次いで、中国（香港、マカオを含む。以下同じ。）が2,125人（同20.7%）、フィリピンが1,738人（同16.9%）の順となっている。

ベトナムについては、前年同期比で106人（3.2%）増加し、フィリピンが同16人（0.9%）の増加となっている。

一方、中国については、同312人（12.8%）減少し、インドネシアが同64人（12.8%）の減少となっている。【図2、別表1、別表7-4】

図2 国籍別外国人労働者の割合



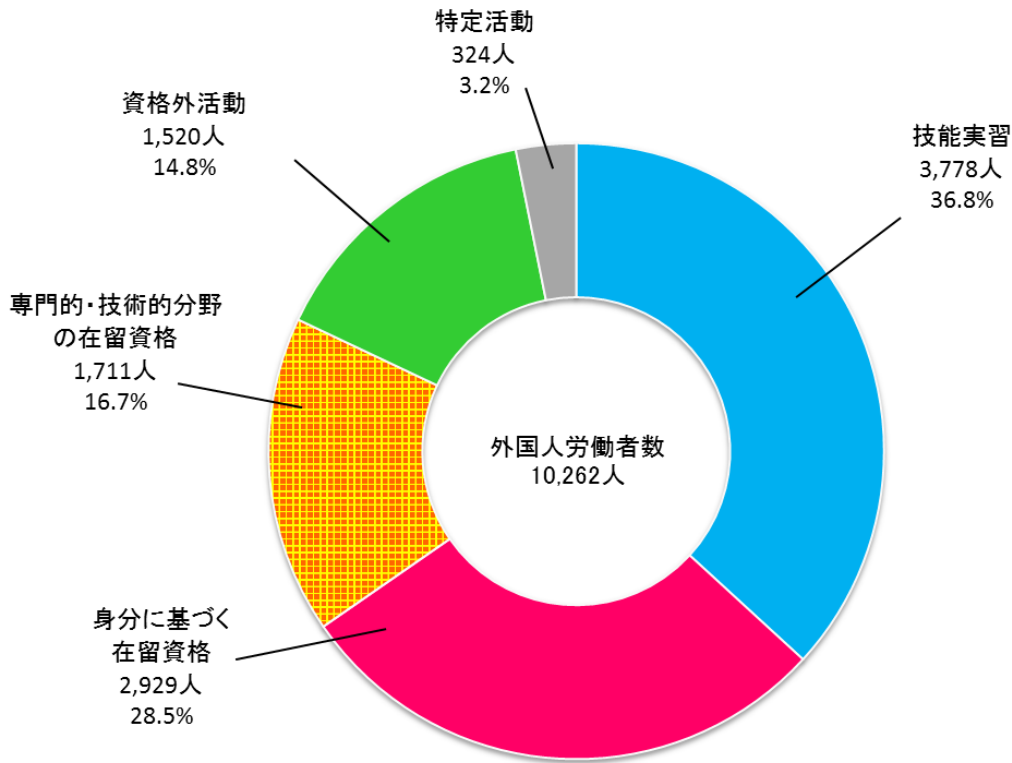
(2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の36.8%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格¹」が同28.5%、「専門的・技術的分野の在留資格²」が同16.7%、「資格外活動（留学）」を含む「資格外活動」が同14.8%となっている。

「身分に基づく在留資格」は、2,929人と前年同期比で182人（6.6%）、「専門的・技術的分野の在留資格」については1,711人と同204人（13.5%）増加している。

一方で、「資格外活動（留学）」は、1,339人で同41人（3.0%）減少し、「技能実習」については3,778人で同579人（13.3%）減と大きく減少した。【図3、別表1、別表7-5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成31年4月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者は216人となっている。【別表8】

図3 在留資格別外国人労働者の割合



¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国では「身分に基づく在留資格」が40.6%、「技能実習」が24.4%、「資格外活動（留学）」が17.4%となっている。

韓国及びフィリピンでは「身分に基づく在留資格」がそれぞれ68.7%、58.2%を占めている。なお、韓国及びフィリピンの「身分に基づく在留資格」の内訳では、「永住者」の割合が最も高く、国籍別の外国人労働者に占める「永住者」の割合は、韓国国籍者が47.4%、フィリピン国籍者が41.0%を占めている。

ベトナムでは「技能実習」が66.8%、次いで「資格外活動（留学）」が14.3%となっている。

また、ネパール及びインドネシアでは「技能実習」がそれぞれ32.4%、65.3%を占めている。

ブラジル及びペルーでは「身分に基づく在留資格」がそれぞれ98.2%、100.0%を占めており、その内訳では「永住者」の割合が最も高く、ブラジル国籍者が47.1%、ペルー国籍者が51.6%を占めている。

G7等³は「身分に基づく在留資格」が47.7%となっている。【別表1】

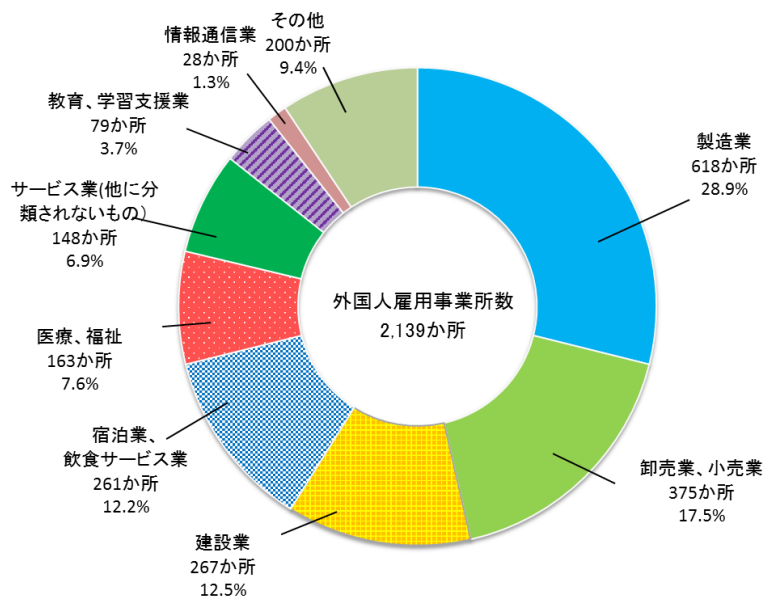
³ G7等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアを表す。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 外国人を雇用している事業所数を産業別にみると、「製造業」が28.9%を占め、次いで「卸売業、小売業」が17.5%、「建設業」が12.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が12.2%の順となっている。

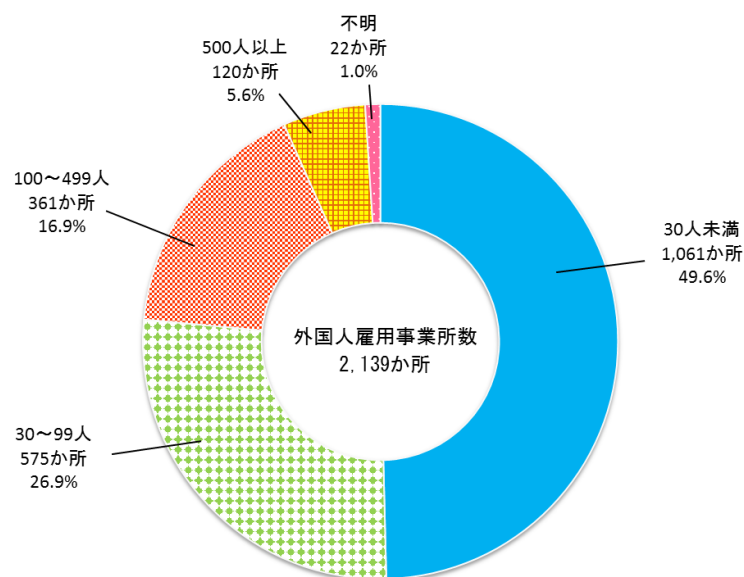
また、事業所の占める割合について、「製造業」は前年同期比1.3%減少となっている。一方で、「医療、福祉」は前年同期比で29.4%増、「卸売業、小売業」は同6.8%増加となっている。【図4、別表2、別表7-2】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の49.6%を占めている。事業所数は「100~499人」規模の事業所を除いて増加しており、特に「500人以上」規模の事業所は前年同期比で10.1%の増加であり、最も大きな増加率となっている。【図5、別表5、別表7-3】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



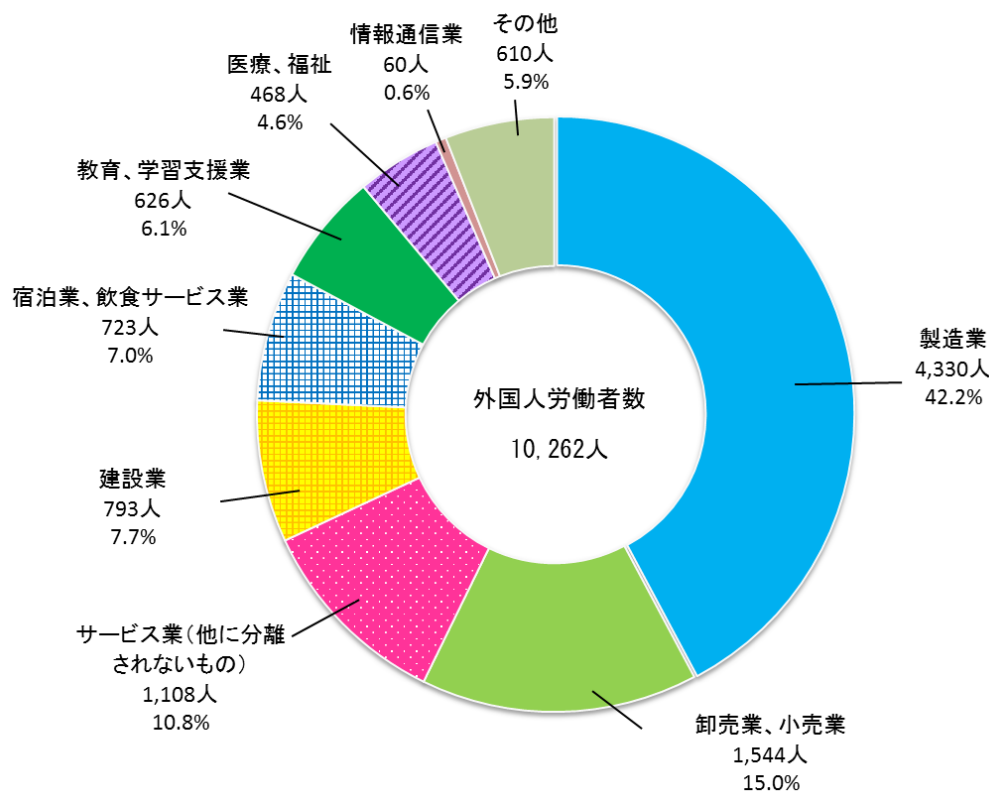
4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 外国人労働者を産業別にみると「製造業」が42.2%を占め、次いで「卸売業、小売業」が15.0%、「サービス業（他に分類されないもの）」が10.8%となっている。

また、製造業を業種別にみると、「食品製造業」「金属製品製造業」に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ17.7%（1,816人）、4.8%（495人）となっている。

【図6、別表2】

図6 産業別外国人労働者数



(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「サービス業（他に分類されないもの）」が24.1%、「製造業」が22.2%、「卸売業、小売業」が17.2%となっている。

「技能実習」については、「製造業」が64.4%、「建設業」が16.1%となっている。

「資格外活動」については、「宿泊業、飲食サービス業」が24.8%、「卸売業、小売業」が21.1%、「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が42.4%、「卸売業、小売業」が14.6%となっている。【別表3】

さらに、国籍別・産業別にみると、ブラジル、インドネシア、ペルー、ベトナム、フィリピン、中国、韓国では「製造業」が最も高い割合を占め、それぞれ77.1%、54.7%、51.6%、49.8%、43.9%、42.2%、17.7%となっている。ネパールでは「建設業」が34.1%、G7等では「教育、学習支援業」が49.7%と最も高い割合を占めている。【別表4】

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、全体の36.8%を占めている。

外国人労働者数は、「30人未満」規模の事業所では前年同期比で92人(2.5%)増加した一方で、「30～99人」規模の事業所では同192人(7.6%)の減少となっている。

【図7、別表5】

図7 事業所規模別外国人労働者数

